

## 埼玉中部環境保全組合意見箱取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、埼玉中部環境保全組合（以下「組合」という。）が、構成市町民等から新たなごみ処理施設等の建設に関する意見、要望及びその他これらに類するもの（以下「意見等」という。）を求め、新たなごみ処理施設等の建設への積極的な住民参加を推進するため、意見箱を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成市町 組合を構成する鴻巣市、北本市、吉見町
- (2) 構成市町民等 構成市町内に在住、在勤又は在学する者、その他構成市町に関係を有する者
- (3) 意見箱 組合が設置する構成市町民等の意見等の提出を受けるもの

### (設置場所)

第3条 組合は、次に掲げる場所に意見箱を設置する。

- (1) 埼玉中部環境センター
- (2) 鴻巣市笠原公民館
- (3) 鴻巣市役所
- (4) 北本市役所
- (5) 吉見町役場

### (意見等の提出方法)

第4条 構成市町民等は、意見等を組合に対して行うときは、意見箱に備付けの意見箱用紙(様式第1号)を用い必要事項を記入のうえ、意見箱への投函により行うものとする。

2 意見等を提出する構成市町民等は、氏名又は名称、住所又は所在地、連絡先及び回答・公表の希望の有無を明示するものとする。

### (意見等の取扱)

第5条 組合は、前条に掲げる方法により意見等の提出があったときは、内容について十分に検討し、回答を希望する意見等については、メール、文書等の方法により回答する。

2 組合は、第1項の規定により回答を希望する意見等のうち、次の各号に該当するものについては、回答しないことができる。

- (1) 前条第2項に掲げる事項を明記していないもの又は記載内容の確認ができないもの
- (2) 特定の個人及び団体の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- (3) 特定の個人及び団体を誹謗、中傷又は差別するもの
- (4) 特定の個人及び団体の権利又は利益を侵害するもの
- (5) 偽造、虚構及び詐欺的なもの
- (6) 法令及び条例に違反又は違反するおそれのあるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 営利を目的としたもの
- (9) その他回答することが不適切と思われるもの

(公表)

第6条 組合は、構成市町民等が公表を希望しない場合を除き、意見等及びその回答を公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表しないことができる。

- (1) 同じ趣旨の意見等であって、その回答が既に公表されているとき。
- (2) 意見等の内容が前条第2項各号に掲げるものであるとき。
- (3) 意見等の内容が第1条の目的に関するものでないとき。
- (4) 意見等の内容が軽易な問い合わせ等に関するものであるとき。
- (5) 埼玉中部環境保全組合情報公開条例(平成14年組合条例第5号)に規定する不開示情報が含まれているときは、その全部又は一部を公開しないものとする。

2 公表は、組合ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条第1項の規定により投函された意見等については、この限りでない。